

対象外物質※アスコルビン酸に係る食品健康影響評価に関する審議結果（案）についての御意見・情報の募集結果について

1. 実施期間 平成20年5月8日～平成20年6月6日
2. 提出方法 インターネット、ファックス、郵送
3. 提出状況 1通
4. 御意見・情報の概要並びに動物用医薬品専門調査会及び肥料・飼料等専門調査会の回答

	御意見・情報の概要	専門調査会の回答
1	<p>私達は日常L-アスコルビン酸を摂取しており、特に摂取量を意識せず暮らしています。しかし、今回食品健康影響評価が要請され、「L-アスコルビン酸が食品添加物として適切に使用される場合、安全性に懸念がない」「動物に残留したL-アスコルビン酸及びその代謝物が食品を介して人の健康を損なうおそれがない」という評価は、従来通りL-アスコルビン酸に対しては、摂取してもいいのだなと感じました。</p> <p>日常の食生活で青果から摂取するL-アスコルビン酸、加工食品、飲料食品に添加されているアスコルビン酸と、毎日どれだけ体内に入っているのかなと気になる位、アスコルビン酸だけです。一日の摂取量の上限はない、体外に排出（余分な分）されるアスコルビン酸ですが、適切に使用して、食生活に取り入れていけば安心だなと強く感じました。</p>	<p>御意見として頂戴いたしました。ありがとうございました。</p>

※ 食品衛生法（昭和22年法律第233号）第11条第3項の規定に基づき、人の健康を損なうおそれのないことが明らかであるものとして厚生労働大臣が定める物質